

職員の身分等に関する経過規程

(目 的)

第1条 この規程は、福島県簡易水道協会（以下「協会」という。）の事務局処務規程、職員の給与規程及びその他の諸規程における身分等の経過措置について、定めることを目的とする。

(身分の移管)

第2条 昭和53年3月31日に協会に在職した者は、昭和53年4月1日に、財団法人福島県建設技術センターの職員の身分を得たものとする。

(勤続期間の計算)

第3条 前条に該当する職員が、昭和53年3月31日まで、協会に勤続した期間は、支援機構職員として勤続した期間に通算する。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月26日議決）

この規程は、平成20年1月1日から施行する。